



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2018/04/03
SDS整理番号 19101239

製品等のコード : 1910-1239

製品等の名称 : クロム酸銀 ()

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)めっき など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外
自然発火性固体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外
水反応可燃性化学品 : 区分外

健康に対する有害性

呼吸器感作性 : 区分1
皮膚感作性 : 区分1
発がん性 : 区分1A
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 区分1(腎臓、消化器系)
区分3(気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : 区分1(腎臓、呼吸器系)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
発がんのおそれ
腎臓、消化器系の障害
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による腎臓、呼吸器系の障害

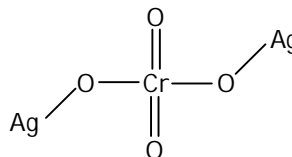
注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣を作業場から出さないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。



【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

| | |
|--------------|---|
| 単一製品・混合物の区別 | : 単一製品 |
| 化学名 | : クロム酸銀(I) (別名)クロム酸二銀(I) (英名) Silver() chromate、Chromic acid disilver(I) salt |
| 成分及び含有量 | : クロム酸銀(I)、 98.0%以上 クロム(Cr)含量 = $98.0 \times 51.9961 / 331.73 = 15.4w/w\%$ 「六価クロム化合物」に該当する。 |
| 化学式及び構造式 | : Ag ₂ CrO ₄ 、 構造式は上図参照(1ページ目)。 |
| 分子量 | : 331.73 |
| 官報公示整理番号 | : 未設定 |
| 化審法 | : 未設定 |
| 安衛法 | : 未設定 |
| CAS No. | : 7784-01-2 |
| EC No. | : 232-043-8 |
| 韓国：有害化学物質管理法 | : 取扱制限物質「Silver chromate」(KE-31268) |
| 危険有害成分 | : クロム酸銀(I) ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 142 表示対象物 政令番号 142 特化則 特定化学物質等 第2類物質 管理第2類物質 特別管理物質 作業環境測定基準 作業環境評価基準 ・毒物劇物取締法 劇物「クロム酸塩類」 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-88 (Cr : 15%) |

4. 応急措置

| | |
|------------------|--|
| 吸入した場合 | : 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸に関する症状が出た時は、医師に連絡する。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 直ちに、医師の治療を受ける。 皮膚刺激又は発疹が生じた時は医師の手当てを受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 |
| 目に入った場合 | : 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状 | : 咳、緑黄色痰、呼吸困難、肺うっ血症状、緑黄色粘液嘔吐、 腹痛、下痢、悪心、嘔吐、肝臓障害、腎臓障害 |
| 医師に対する特別注意事項 | : 本物質により喘息の症状を示した者は、以後、本物質に接触しない こと。ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。 |

5. 火災時の処置

| | |
|-------------|---|
| 消火剤 | : この製品自体は燃焼しない。 消火剤の限定はない。 周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。 粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、散水 |
| 使ってはならない消火剤 | : 棒状注水(本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き 起こすおそれがある。) |
| 特有の危険有害性 | : 火災中に刺激性又は毒性のガス、ヒュームを発生する可能性がある。 |
| 特有の消火方法 | : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 |

消火を行う者の保護 : 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
: 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、
空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
: 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
: 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
: 風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
: 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
: 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。

環境に対する注意事項
回収、中和 : 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
: 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で産業廃棄物として適正に処分
: 廃棄する。
: 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
: 漏洩場所の後処理として、還元剤（硫酸第一鉄等）の水溶液を散布し、
: ソーダ灰などのアルカリ溶液で中和し、多量の水で洗い流す。
: 発火することがあるので、漏洩物をおがく、紙、その他の可燃性物質
: に吸収させてはいけない。

封じ込め及び浄化の方法・機材
: 危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策
: 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
: 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
: 床面に残るとする危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い
技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
: 粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
: 粉じんの堆積を防止する。

局所排気・全体換気
安全取扱い注意事項 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
: すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
: 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの
: 取扱いをしてはならない。
: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
: 取扱い後はよく手を洗う。

接触回避
保管 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。

技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。
: 保管場所は、採光と換気装置を設置する。

保管条件 : 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。
: 乾燥した場所に保管する。
: 容器を密閉して冷暗所に保管する。
: 必要に応じ換気の良い場所に保管する。
: 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
: 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
: 酸性性を有するので、可燃性物質と離して保管する。
: 熱から離して保管する。
: 還元性物質と離して保管する。
: 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。

混触危険物質
容器包装材料 : 還元性物質、可燃性物質
: ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 0.05mg/m³（六価クロムとして）
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
日本産衛学会（2017年版） 0.05mg/m³（クロムとして、六価クロム化合物）
0.01mg/m³（銀として）
ACGIH（2017年版） TLV-TWA 0.01mg/m³（クロムとして、不溶性クロム化合物）

設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置
: する。
: 粉じん、蒸気、ヒュームなどが発生する場合、換気装置を設置する。

保護具
呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（防塵マスク）を着用する。
手の保護具 : 保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。
眼の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用
: する。

皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
: 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。

衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
: 取扱い後はよく手を洗う。
: 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|--------------|--|
| 物理的状態、形状、色など | : 暗赤褐色～黒色の粉末、小粒 |
| 臭い | : 無臭 |
| pH | : データなし |
| 融点 | : データなし |
| 沸点 | : データなし |
| 引火点 | : 不燃性 |
| 爆発範囲 | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 蒸気密度(空気 = 1) | : データなし |
| 比重(密度) | : 5.6250 |
| 溶解度 | : 水に殆ど溶けない(1.4mg/100g、0)。 硝酸、アンモニア水に溶ける。 |
| オクタノール/水分配係数 | : データなし |
| 自然発火温度 | : 不燃性 |
| 分解温度 | : データなし |
| 粘度 | : データなし |

GHS分類

| | |
|-----------|---|
| 可燃性固体 | : 本品は不燃性との記述から、区分外とした。 |
| 自然発火性固体 | : 本品は不燃性との記述から、区分外とした。 |
| 自己発熱性化学品 | : 本品は不燃性との記述から、区分外とした。 |
| 水反応可燃性化学品 | : 水にほとんど溶けないが(溶解度1.4mg/100g、0)、水に対して安定である(水との混触で可燃性ガスの発生がない)と考えられるので、区分外とした。 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--|
| 安定性 | : 通常取扱条件において安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 酸化性があるので、有機物(乾性油など)、還元剤と反応し、発火することがある。 |
| 避けるべき条件 | : 熱、日光 |
| 混触危険物質 | : 可燃性物質、還元性物質 |
| 危険有害な分解生成物 | : 燃焼の際は、有毒なクロム酸化物、銀酸化物を放出する。 |

11. 有害性情報

| | |
|-----------------|--|
| 急性毒性 | : 経口 データがないため分類できないが、6価クロム化合物として有害性が疑われる。 経皮 データはないが、6価クロム化合物として有害性が疑われる。 吸入(蒸気) データがないため分類できない。 吸入(粉じん) データはないが、6価クロム化合物として有害性が疑われる。 |
| 皮膚腐食性・刺激性 | : 情報がいないため分類不可であるが、6価クロム化合物として皮膚刺激性が強いと疑われる。なお、クロム酸及びその塩類の皮膚への影響として「腐食性あるいは刺激性」を示すとの記述が見られる(IRIS(1998), DHP(13th, 2002), DFGOT vol.3(1992))。また、本物質を特定した報告ではないが、ACGIH(7th, 2001)、ATSDR(2000)、CERIハザードデータ集 97-18(1998)、EHC 61(1988)、EU-RAR No.53(2005)のヒトへの健康影響の記述にて「chrome ulcers」「skin ulcers (chrome holes)」等の症状がみられている。 |
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | : 情報がいないため分類不可であるが、6価クロム化合物として眼刺激性が強いと疑われる。なお、本物質を特定した報告はないが、EU-RAR No.53(2005)のヒトへの健康影響にて「水溶性Cr()化合物の偶然による眼暴露にて、角膜と結膜の炎症、よりひどいケースでは、角膜浸食と潰瘍化が報告された。」「Accidental splashing of highly water-soluble Cr() compounds in solution into the eye has resulted in damage to the human eye. A number of case reports have detailed both inflammation of the cornea and conjunctivae and in more severe cases, corneal erosion and ulceration. The severity of response is increased by low pH or high temperature. Accidental eye contact with the corneal oedema and opacity.」「Severe and persistent eye and skin effects, including ulcers, have been observed in humans following single or repeated exposures. 重度で持続的な目による偶然のアイコンタクトと表皮効果(潰瘍を含む)は、一度または、度重なる暴露後のヒトで観察された。」との記述がある。 |
| 呼吸器感受性 | : 既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを呼吸器感受性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を気道感受性物質「第2群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、クロム化合物である本物質も呼吸器感受 |

| | |
|--------------------------------|---|
| | 性を有すると考えられ、区分1とした。 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ (区分1) |
| 皮膚感作性 | : 既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを皮膚感作性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を皮膚感作性物質「第1群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、既存分類からクロム化合物である本物質も皮膚感作性を有すると、考えられ、区分1とした。 (注)「当該物質自体ないしその化合物を示すが、感作性に関与するすべての物質が同定されているわけではない。」という但し書きがある。 |
| 生殖細胞変異原性 発がん性 | : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(区分1) : データはないが、生殖細胞の変異原性が疑われる。 : 六価のクロム化合物として、NTP(2005)でK(Chromium hexavalent(VI) compoundsとして)、IARC(1990)でgroup 1(Chromium(VI)として)、EPA(1986)でA(Chromium(VI), Inhalation routeとして)と分類されていることから、区分1 Aとした。 発がんのおそれ(区分1A) |
| 生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) | : データ不足のため分類できない。 : 本物質のデータはないが、六価のクロム化合物の急性毒性として、経口あるいは経皮吸収された場合、嘔吐、下痢、痙攣、出血性腎炎等の記載がある(DFGOT vol.3(1992), DHP(13th, 2002))ことから、区分1(腎臓、消化器系)とした。また、銀およびその化合物には気道刺激性がある(PATTY(5th, 2001))とされることから、区分3(気道刺激性)とした。 腎臓、消化器系の障害(区分1) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3) |
| 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) | : 本物質のデータはないが、六価のクロム化合物の慢性毒性として、腎臓への影響、鼻中隔の穿孔、潰瘍等の記載がある(ACGIH(7th, 2001), DHP(13th, 2002), DFGOT vol.3(1992))ことから、区分1(腎臓、呼吸器系)とした。また、銀に関しては、暴露された銀の量により銀沈着症を起こすことがある(PATTY(5th, 2001))とされる。 長期又は反復暴露による腎臓、呼吸器系の障害(区分1) |
| 吸引性呼吸器有害性 | : データがないため分類できない。 |

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性: データがなく、また、水不溶性のため水生挙動が不明であるため、分類できないとした。
- 水生環境慢性有害性: データがなく、また、水不溶性のため水生挙動が不明であるため、分類できないとした。
- オゾン層への有害性: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

参考【クロム酸カリウム〔CAS No.7789-00-6〕のデータ】

- 水生環境急性有害性: 甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50=19.2 µg/L(HSDB, 2004)(クロム酸カリウム濃度換算値: 71.7 µg/L)から、区分1とした。
水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境慢性有害性: 急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動および生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- オゾン層への有害性: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本品は、特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考)沈殿分離法
希硫酸に溶解し、クロム酸を遊離させる。さらに、過剰の還元剤水溶液

(硫酸第一鉄等)を添加して還元させた後、ソーダ灰等で加えて、水酸化クロムを沈殿させる。これをろ過分取し、溶出試験を行い、溶出量が基準以下であることを確認して埋立て処分する。

(注)還元する時は、pHを3.0以下とし、十分に時間(15分以上)をかける。また、コンクリートで固化してはいけない(pH8.5を越えると、水酸化クロムが溶け出し、その一部が六価クロムに戻るため)。

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 141

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 3085
Proper Shipping Name : OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N.O.S. (Silver chromate)
Class : 5.1 (酸化性物質)
Sub Risk : 8 (腐食性物質)
Packing Group : III
Marine Pollutant : No (非該当)
Limited Quantity : 5kg

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 3085
Proper Shipping Name : Oxidizing solid, corrosive, n.o.s. (Silver chromate)
Class : 5.1
Sub Risk : 8
Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報 (毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 3085
品名 : その他の酸化性物質(固体、腐食性のもの)
クラス : 5.1
副次危険 : 8
容器等級 : III
海洋汚染物質 : 非該当
少量危険物許容量 : 5kg

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 3085
品名 : その他の酸化性物質(固体、腐しよく性のもの)
クラス : 5.1
副次危険 : 8
等級 : III
少量輸送許容物件

特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
他の危険物のそばに積載しない。
車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第142号「クロム及びその化合物」、対象重量%は 0.1)
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第142号「クロム酸塩」、対象重量%は 0.1)
(別表第9)
特定化学物質等障害予防規則 特定化学物質等 第二類物質
特別管理物質
作業環境測定基準 作業環境評価基準

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) :
・種 別 「特定第1種指定化学物質」
・政令番号 「1-88」
・物質名称 「六価クロム化合物」

消防法 : 非該当
毒物及び劇物取締法 : 劇物「クロム酸塩類」(指定令第2条第26号)、包装等級
道路法 : 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13)

| | |
|---------|---|
| 船舶安全法 | : 酸化性物質 |
| 航空法 | : 酸化性物質 |
| 海洋汚染防止法 | : 非該当 |
| 水質汚濁防止法 | : 有害物質「六価クロム化合物」(施行令第2条第5号) 〔排水基準〕0.5mg/L (6価Crとして) 生活環境項目「クロム含有量」 〔排水基準〕2mg/L (6価Crとして) |
| 土壌汚染対策法 | : 第2種特定有害物質 「六価クロム化合物」 〔溶出量基準値〕0.5mg/L (6価Crとして) 〔含有量基準値〕250mg/kg (6価Crとして) |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の49) 「クロム及びその化合物(*優先取組物質は「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」)」 |
| 輸出貿易管理 | : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第28類 無機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版): 2841.50-090 「その他のクロム酸塩 - その他のもの」 |

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

| | |
|--|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM |
| GHS分類結果データベース | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報 | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。